

## 旭川市補装具費支給事業に係る事業者の届出等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく補装具の販売、貸付け又は修理（以下「販売等」という。）を行う事業者の届出及び補装具費の代理受領等について必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 補装具費支給事業に係る業務を行おうとする事業者は、事業所ごとに補装具業者届出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。なお、補装具費の代理受領を行う者にあつては、補装具費の代理受領に係る申出書（様式第2号）を合わせて提出するものとする。

2 補装具業者届出書を提出した事業者（以下「補装具業者」という。）が補装具費支給事業に係る業務を行うことができる日は、市長が前項の届出を受理した日からとする。

3 市長は第1項の届出を受理した事業所を一覧にした名簿を作成し、市民に対して公表するものとする。

(変更の届出等)

第3条 補装具業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があつたときは、速やかに補装具業者変更届出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(1) 事業者の名称、所在地、連絡先及び代表者名

(2) 事業所の名称、所在地、連絡先及び代表者名

(3) 取り扱う補装具の種類

2 補装具業者は、補装具費支給事業に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したときは、補装具業者事業（廃止・休止・再開）届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(調査等)

第4条 市長は、補装具費の支給に関して必要があると認めるときは、補装具業者の業務の実施に関し随時に調査し、報告を求め、又は適正な措置を求めることができる。

(報告等)

第5条 市長は、補装具費の支給に関して必要があると認めるときは、補装具の販売等を行う者、又はこれらを使用する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は関係者に対して質問し、若しくは補装具の販売等を行う事業所等に立ち入り、その設備及び帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の質問又は検査を行う場合においては、補装具費支給事業に係る担当職員はその身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(補装具の販売等)

第6条 補装具業者は市長の発行する補装具費支給券の交付を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「補装具費支給対象障害者等」という。）と補装具の販売等について契約を締結した場合

は、その処方にに基づき、補装具の販売等を行うものとする。

- 2 補装具業者は、補装具費支給対象障害者等に補装具を引き渡す場合に、その補装具が補装具を使用する障害者又は障害児（以下「補装具使用者」という。）に適合するか否かの検査を経た後でなければ、引き渡してはならない。
- 3 前項の検査の結果、その補装具が補装具使用者に適合しないと認められた場合は、補装具業者の負担においてこれを改善しなければならない。
- 4 補装具業者は、補装具費支給対象障害者等に対して懇切丁寧に説明し、差別的取扱いをしてはならない。

（補装具費の代理受領）

第7条 補装具費支給対象障害者等が補装具費の代理受領に係る申出書をあらかじめ市長に提出している補装具業者から補装具の購入、借受け又は修理（以下「購入等」という。）を受けた場合において、市長は当該補装具費支給対象障害者等が当該補装具業者に支払うべき補装具の購入等に要した費用について、当該補装具費支給対象障害者等からの委任に基づき補装具費として当該補装具費支給対象障害者等に対し支給すべき額の限度において、当該補装具費支給対象障害者等に代わり、当該補装具業者に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、補装具費支給対象障害者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。
- 3 補装具業者は、その提供した補装具について、第1項の規定により、補装具費支給対象障害者等に代わって補装具費の支払を受ける場合は、当該補装具を提供した際に、当該補装具費支給対象障害者等から利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 4 補装具業者は、補装具の提供に要した費用につき、前項の利用者負担額の支払を受ける際、当該支払をした補装具費支給対象障害者等に対し、領収書を交付しなければならない。

（請求及び支払）

第8条 補装具業者が市長に対して補装具費を請求する場合には、請求書に補装具費支給券（代理受領に関する委任を受けたものに限る。）を添えて請求しなければならない。

- 2 市長は、補装具業者から補装具費の適法な請求を受けた日から30日以内にその額を支払うものとする。

（補装具引渡し後の改善）

第9条 補装具の引渡し後に身体障害者更生相談所等が適合判定・検査を行った場合で、補装具業者の責任に帰すべきものと認められる不備な箇所が発見されたときは、市長は補装具業者に第6条第3項に準じて改善させることができる。

- 2 補装具の引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9か月以内に生じた破損又は不適合は、補装具業者の負担においてこれを改善するものとする。

なお、借受け期間中の修理に関し、通常の使用の範囲内での故障、製品の不具合による故障

又は故意による故障等に係る取扱いについて、あらかじめ明らかにするものとする。

ただし、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）の別表で規定する修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、前段の規定にかかわらず、修理後3か月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）の場合に適用するものとする。

（不正利得の徴収等）

第10条 市長は、補装具費支給対象障害者等又は補装具業者が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、当該支給額の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（関係帳簿等の保存）

第11条 補装具業者は、補装具費支給事業に係る帳簿及び関係書類を補装具費支給対象障害者等と補装具の販売等についての契約を締結した日から5か年間は保存するものとする。

（支給決定事項についての通知）

第12条 市長は補装具費支給対象障害者等に対する補装具費の支給を決定し、当該補装具費支給対象障害者等の同意を得たときは、当該補装具費の支給に関する事項について、補装具業者に対し補装具費支給決定事項通知書（様式第5号）により通知することができる。

（償還払い）

第13条 補装具費支給対象障害者等が補装具業者から補装具の購入等を受けた後、償還払いにより補装具費の支給を受けようとするときは、補装具費請求書（償還用）（様式第6号）に補装具費支給券及び補装具業者からの領収書を添えて市長に提出しなければならない。

（雑則）

第14条 この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号  
(第2条関係)

## 補装具業者届出書

年 月 日

(宛先)

旭川市長

所在地

事業者名称

(電話番号 )

代表者氏名

旭川市補装具費支給事業に係る事業者の届出等に関する要綱第2条第1項に基づき、届出いたします。

フリガナ			
事業所名称			
フリガナ			
代表者の氏名 (事業所)			
事業所の所在地	(〒 - )		
連絡先	電話番号		FAX番号
取扱補装具種目 (取扱いをする種目の左に ○印を記入してください)	骨格構造義肢	眼鏡・コンタクトレンズ	児童用保持具
	殻構造義肢	補聴器	歩行補助つえ
	装具	人工内耳	重度障害者用意思伝達装置
	座位保持装置	車いす	
	視覚障害者安全つえ	電動車いす	
	義眼	歩行器	

様式第2号  
(第2条関係)

## 補装具費の代理受領に係る申出書

年 月 日

(宛先)

旭川市長

所在地

事業者名称

代表者氏名

当社は、補装具費の支給制度により、旭川市から補装具費支給対象障害者等に支払う補装具の購入、借受け又は修理に要した費用について、補装具費支給対象障害者等からの委任に基づく代理受領の方法により補装具費の支払を受けたく申出ます。

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 代表者氏名

様式第3号  
(第3条関係)

### 補装具業者変更届出書

年 月 日

(宛先)

旭川市長

所在地

事業者名称

代表者氏名

届出内容の変更があったので、旭川市補装具費支給事業に係る事業者の届出等に関する要綱第3条第1項に基づき届出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更日

様式第4号  
(第3条関係)

補装具業者事業(廃止・休止・再開)届出書

年 月 日

(宛先)

旭 川 市 長

所 在 地

事業者名称

代表者氏名

事業の（廃止・休止・再開）をしたいので、旭川市補装具費支給事業に係る事業者の届出等に関する要綱第3条第2項に基づき届出ます。

事業所の名称

事業所の所在地

廃止・休止・再開の年月日 年 月 日

休止の場合は休止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

理由

様式第5号  
(第12条関係)

### 補装具費支給決定事項通知書

第 号  
年 月 日

様

旭川市長



次のとおり補装具費の支給を決定し、当該補装具費支給対象障害者等に通知したのでお知らせいたします。

補装具の販売、貸付け又は修理については、当該補装具費支給対象障害者等から補装具費支給券の提示を受けた後に行ってください。

支給券番号			支給決定日	年 月 日
対象者	氏名			
	居住地			
補装具名称				
処方及び修理部位				
借受け期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
負担上限月額			負担月額累計額	
見積額			公費負担額	
利用者負担額	合計額			
	(借受けの場合) 月額	初月		
		中間月		
		最終月		

様式第 6 号  
(第 1 3 条関係)

### 補装具費請求書 (償還用)

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

氏 名

先に支給決定を受けた補装具費について、次のとおり請求します。

請求額

千	百	十	万	千	百	十	円

(金額の頭に¥を記入)

請求内訳

(単位：円)

内 訳	数量	補装具価格	利用者負担額	補装具費請求額
(支給決定日) 年 月 日 (支給券番号) 第 号 (補装具名称)				
(支給決定日) 年 月 日 (支給券番号) 第 号 (補装具名称)				
(支給決定日) 年 月 日 (支給券番号) 第 号 (補装具名称)				
(支給決定日) 年 月 日 (支給券番号) 第 号 (補装具名称)				
合 計				

振込先

金融機関名	本・支店名	預金種目	口座番号	口座名義